

令和7年度 第1回 北九州市文化財保護審議会

資料集

報告

- ・北九州市文化財保存活用地域計画の作成について……………1～5ページ

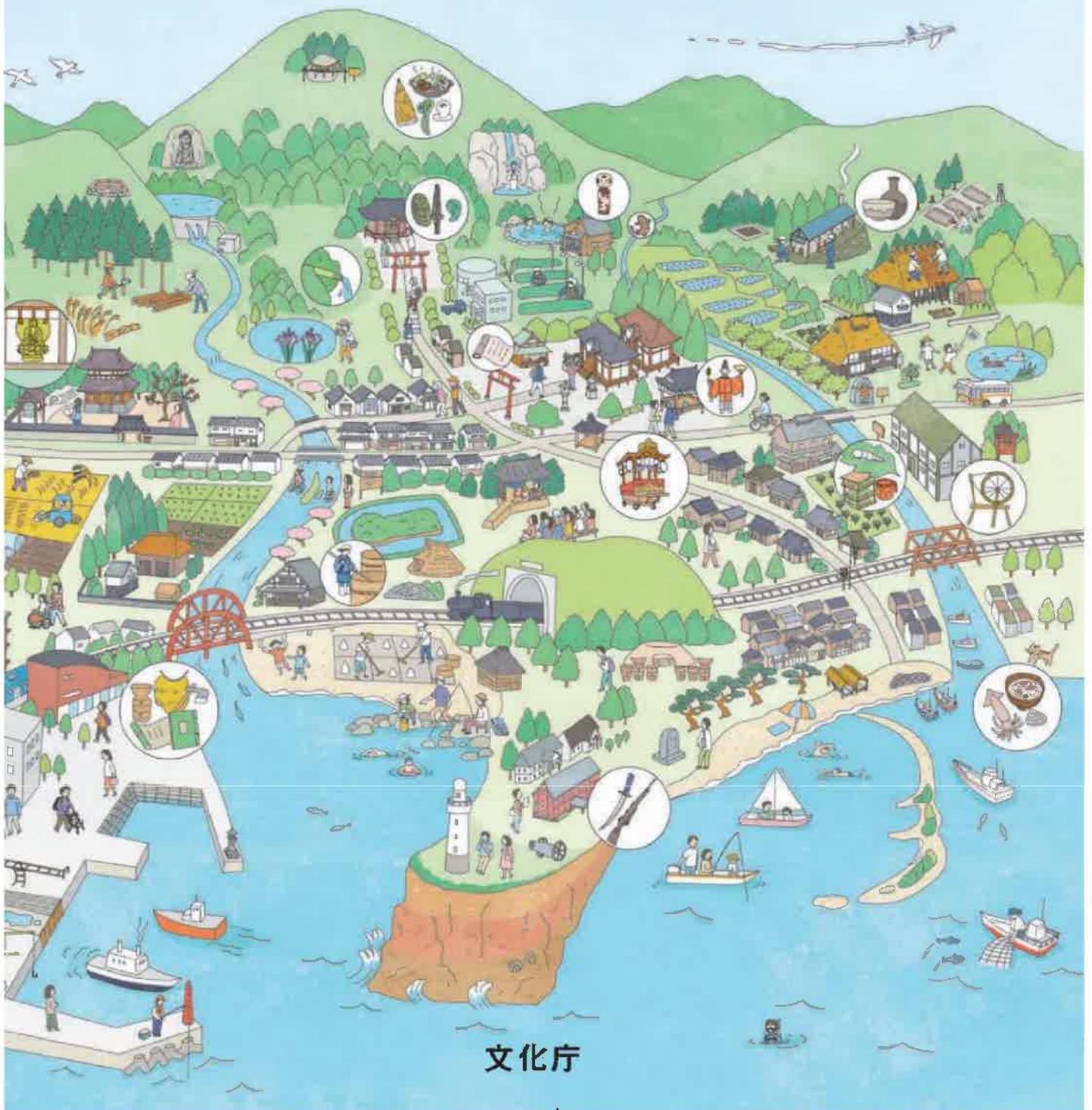
参考資料

- ・北九州市の指定・登録・選択文化財件数一覧 ……………6ページ

地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

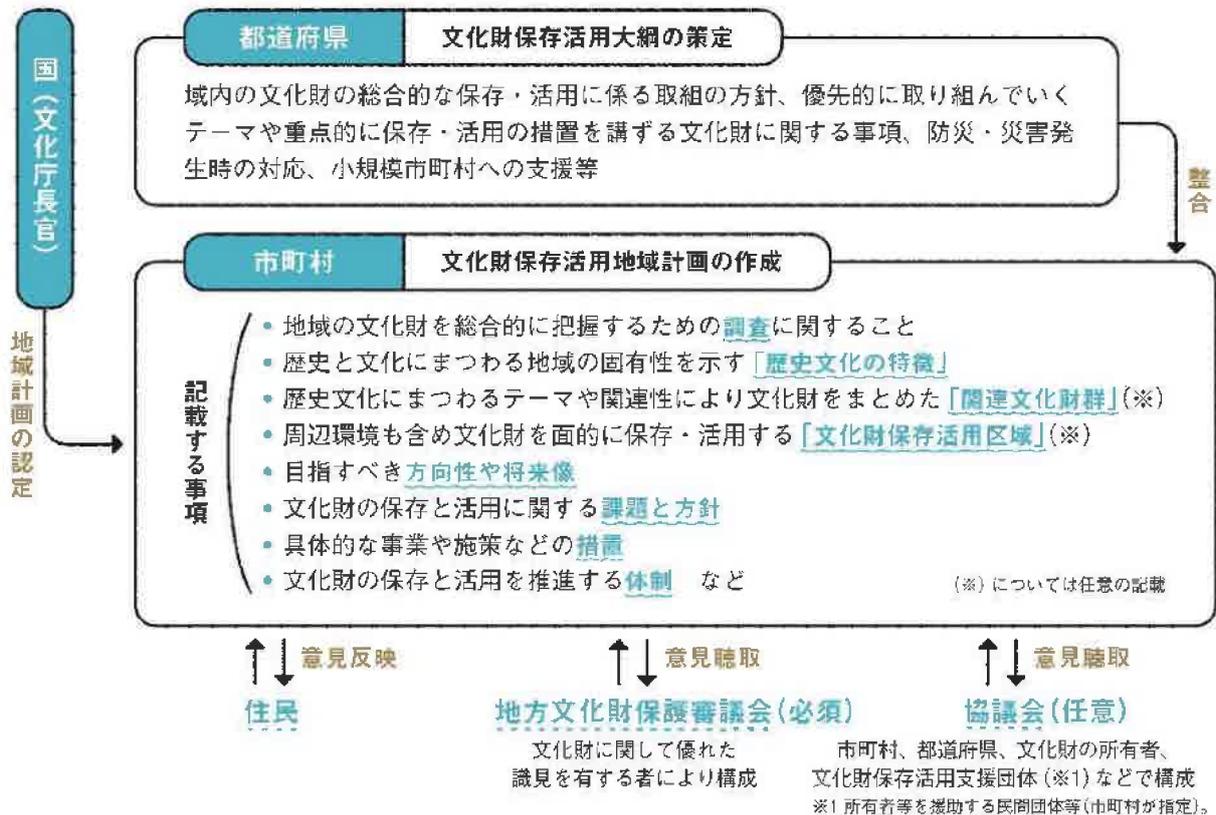
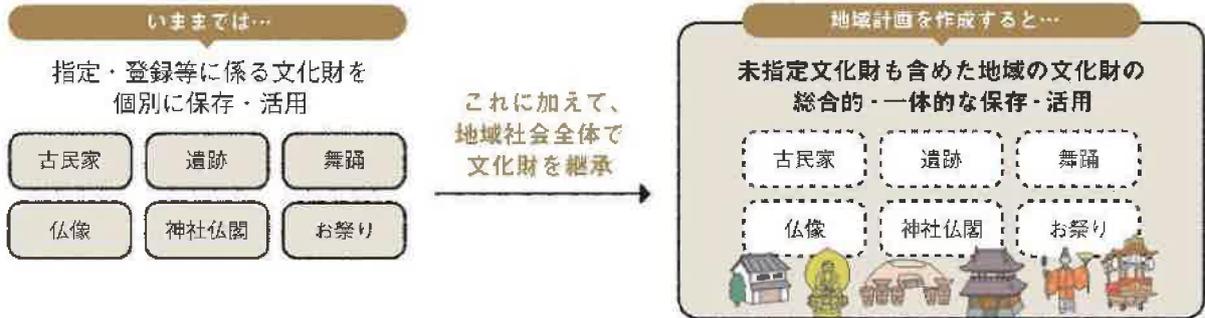
—歴史文化で魅力ある地域へ—



01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市町村の総合計画の下に体系づけられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることができます。

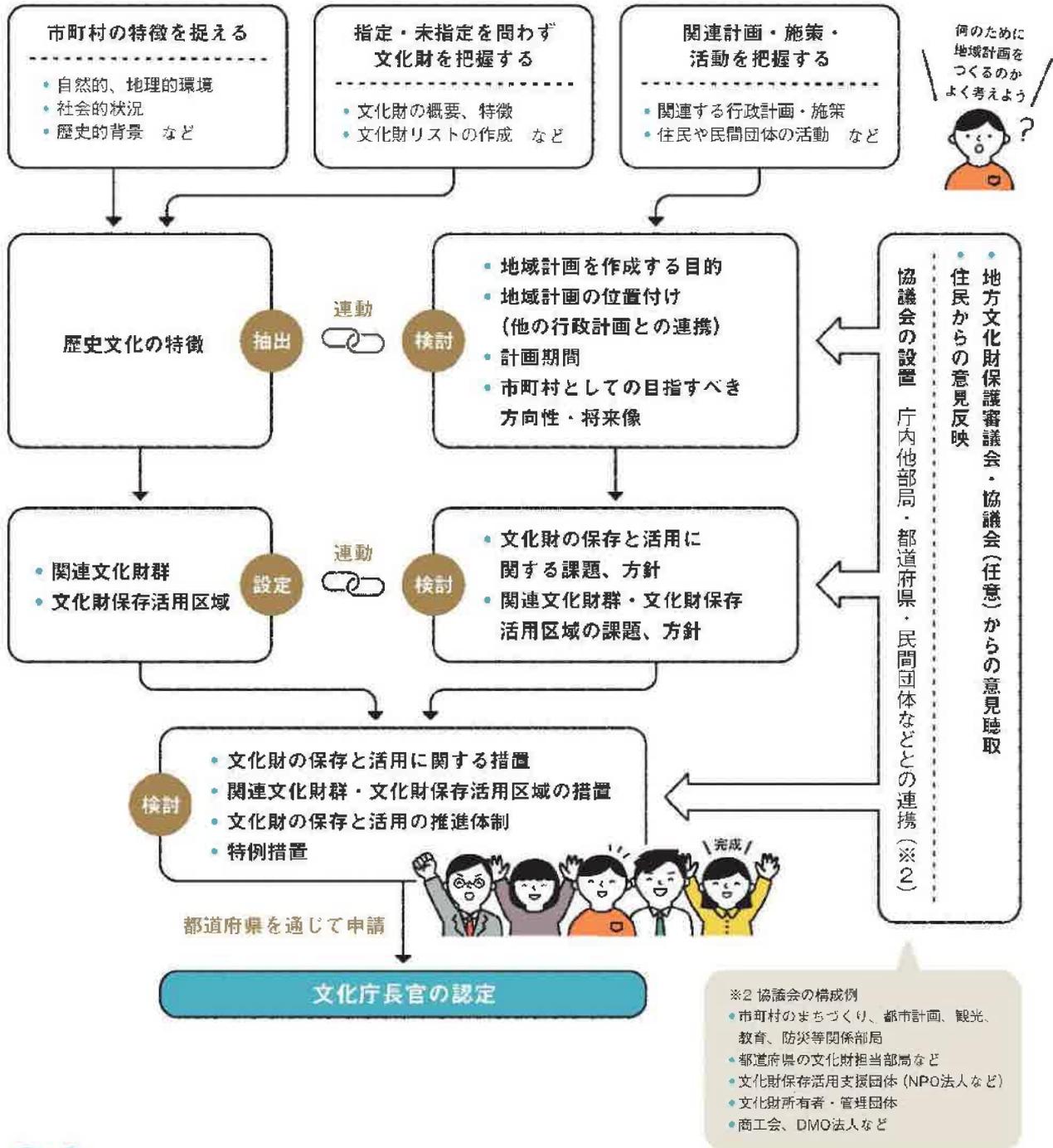
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかに、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- 1 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものと認められること
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 3 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
認定町村における円滑な計画の実施

北九州市文化財保存活用地域計画工程案

年	組織	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目 (令和7年度)	庁外									文化財関連団体協議			
	庁内	作成準備					作成作業(市の概要、市文化財の概要)			12/24 文化財保護 審議会	第1回協議会 (概要説明)		
	文化庁									進捗報告・協議			
2年目 (令和8年度)	庁外			文化財関連団体協議									
	庁内	第2回協議会 (方針説明)					文化財保護 審議会			第3回協議会 (方針の検討)			
	文化庁			進捗報告・協議							方針説明		
3年目 (令和9年度)	庁外					パブリックコメント							
	庁内	第4回協議会 (計画案検討)							文化財保護 審議会	第5回協議会 (計画素案作成)			
	文化庁	計画案検討								計画素案提示			
4年目 (令和10年度)	庁外												
	庁内	第6回協議会 (計画案承認)		文化財保護審議会 (計画の承認)		地域計画製本・印刷							
	文化庁	計画案承認								認定			

文化財保存活用地域計画 他都市の策定状況

■福岡県内の状況■

都市数:8都市(6市2町)(福岡市を含む)

作成期間:2年~3年間

都市名	認定日	作成期間
久留米市	R3. 7.16	約2年
宗像市	R3. 7.16	約2年
福岡市	R4. 7.22	約2年
太宰府市	R4. 7.22	約3年
飯塚市	R4.12.16	約2年
朝倉市	R6. 7.19	約2年
上毛町	R6.12.20	約2年
大川市	R7. 7.18	約2年

■政令市の状況■

都市数:10都市

作成期間:2年~7年間

都市名	認定日	作成期間
札幌市	R2. 2.14	約3年
さいたま市	R6.12.20	約4年
横浜市	R6. 7.19	約7年
川崎市	R6. 7.19	約2年
静岡市	R6.12.20	約3年
浜松市	R3. 7.16	約2年
名古屋市	R6. 7.19	約3年
京都市	R3. 7.16	約3年
神戸市	R4. 7.22	約2年
福岡市	R4. 7.22	約2年

北九州市の指定・登録・選択文化財一覧

○指定文化財

(2025.12.1現在)

種 別		国指定 (件)	県指定 (件)	市指定 (件)	合 計 (件)
有形文化財	建 造 物	6	4	8	18
	絵 画	0	5	2	7
	彫 刻	0	4	6	10
	工 芸 品	0	8	7	15
	書跡・典籍・古文書	0	1	10	11
	歴 史 資 料	2	0	0	2
	考 古 資 料	1	2	15	18
有形民俗文化財		0	10	7	17
無形民俗文化財		3	6	13	22
史 跡		0	7	13	20
天 然 記 念 物		3	6	0	9
合 計		15	53	81	149

○登録文化財

種 別	国登録 (件)			合 計 (件)
建 造 物	31			31
記 念 物	1			1
合 計	32			32

○選択文化財(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

種 別	国選択 (件)			合 計 (件)
無形民俗文化財	2			2

<主な市指定文化財>

有形文化財(建造物) 寿命の唐戸、蒲生八幡神社、旧安川家住宅
 (絵画) 絹本著色黒田二十四騎画像、絹本墨画布袋図
 // (考古資料) 長野角屋敷遺跡出土木簡、黒崎城跡出土メダイ
 有形民俗文化財 豊国名所、板絵著色木屋瀬宿図絵馬
 無形民俗文化財 横代神楽、天籟寺の盆踊り、前田祇園山笠行事
 史跡 曲里の松並木、一本松塚古墳、東田第一高炉跡